

村上市監査委員公表第3号

平成28年度 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので同条第9項の規定により公表します。

平成29年2月20日

村上市監査委員

瀬 賀 良
小 杉 和 也

平成28年度村上市三面財産区会計定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により平成28年度村上市三面財産区会計について定期監査を実施したので報告します。

- 1 監査の期間 自 平成29年1月 4日
 至 平成29年2月20日

- 2 監査場所 村上市役所 監査委員室

- 3 監査方法 平成28年4月1日から同年11月30日までの業務を監査の対象とした。その中から財産区民使用地の使用料徴収事務について関係書類を提出させ、根拠となる条例に適合しているか、納入の通知は適正に行われているかを監査した。

- 4 監査の結果 村上市三面財産区林野管理条例第10条において使用料の納入が規定されているが、各使用者に納入通知書が発行されておらず、集落の区長に集落分一括の納入通知書が発行されているケースがあった。各区民地使用者に使用料の調定、納入通知を行い適正な事務処理に努めていただきたい。
 また、各区民使用地の使用実態が把握されていなかった。使用料は利用の対価として、その利益を受ける者から徴収するものであることから、使用実態を把握し、適切な使用料徴収事務に努めていただきたい。